

平瀬浄水場運転管理等業務委託
要求水準書

令和5年7月

甲府市上下水道局

目 次

第1章 総則	1 頁
第1条 趣旨	
第2条 適用	
第3条 業務の履行	
第4条 対象施設	
第5条 履行期間、習熟・準備期間	
第6条 業務の一部再委託	
第7条 業務の引継ぎ	
第8条 モニタリング	
第9条 健康管理	
第10条 安全衛生管理	
第11条 教育及び訓練	
第12条 技術レベル向上の取組み	
第13条 環境への取組み	
第14条 関係法令等の遵守	
第15条 責任	
第16条 本業務実施におけるリスクマネジメント	
第17条 損害賠償	
第18条 業務要求水準の未達	
第19条 業務内容の変更	
第2章 業務体制	6 頁
第20条 人員配置	
第21条 従事者	
第22条 従事者の届出	
第23条 総括責任者	
第24条 総括責任者の職務	
第25条 副総括責任者	
第3章 業務内容	8 頁
第26条 本業務の概要	
第27条 運転管理業務	
第28条 保全管理業務	

第29条	その他技術業務	
第30条	簡易な修繕	
第31条	修繕業務	
第32条	水道用薬品の調達及び管理	
第4章	自家用電気工作物の保安管理	11頁
第33条	電気主任技術者の選任等	
第34条	協力及び義務	
第35条	電気主任技術者の代務者の指名	
第5章	業務要求水準	13頁
第36条	業務要求水準	
第37条	修繕業務の水準	
第38条	水道用薬品の調達基準	
第39条	水道用薬品の精算基準	
第6章	危機管理	17頁
第40条	危機管理体制	
第41条	緊急時の対応	
第7章	業務書類等及び検査	18頁
第42条	提出書類	
第43条	業務関係書類	
第44条	業務履行計画書	
第45条	業務履行報告書	
第46条	委託業務履行検査	
第8章	その他	21頁
第47条	火災予防・盗難防止	
第48条	経費の負担	
第49条	貸与品	
第50条	施設等の使用	
第51条	車両の運行	
第52条	雑則	
第53条	守秘義務	

第54条 疑義

別添資料

- 1 (第4条関係) 対象施設 24頁
- 2 (第16条関係) リスク分担表 28頁
- 3 (第33条関係) 平瀬浄水場平面図 30頁
- 4 (第33条関係) 昭和浄水場平面図 31頁
- 5 (第33条関係) 昭和北方水源平面図 32頁

第1章 総則

(趣旨)

第1条 平瀬浄水場運転管理等業務委託要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、甲府市上下水道局（以下「委託者」という。）が管理する平瀬浄水場、昭和浄水場及び浄水場内外の取水井・ポンプ場・配水池（以下「浄水場等」という。）の運転管理業務（以下「本業務」という。）を委託する上で、満たすべき業務の水準及び内容を定めるものである。

(適用)

第2条 本業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、本要求水準書に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、本要求水準書に定める事項を満たす範囲において、受託者の持つ技術力や経験を活かした業務の実施等について、提案することができる。
- 3 受託者が提案する事項は、委託者と受託者が協議を行った上で、その内容を業務の履行に反映できるものとする。

(業務の履行)

第3条 受託者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、本要求水準書のほか、平瀬浄水場運転管理等業務委託契約書（以下「契約書」という。）、平瀬浄水場運転管理等業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）、その他の関係書類及び関係法令に基づき、本業務を誠実に履行しなければならない。

- 2 受託者は、施設及び設備等を適切に運転維持管理することにより、その機能を十分に発揮し、水道使用者に対し安全安心な水道水を安定的に供給できるよう努めるものとするとともに、水道使用者、地域住民等に対し、適切な配慮を行うものとする。
- 3 受託者は、本業務を包括的に実施するにあたり十分な管理体制を整えるため、必要な資格者を配置するものとする。
- 4 本業務が長期にわたり継続することから、受託者の持つ技術力及び経験を十分に活用し、様々な取組みや工夫により業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

(対象施設)

第4条 本業務において、常駐し運転管理業務を集中して実施する施設は、平瀬浄水場とする。

- 2 本業務の対象施設は、別添資料1のとおりとする。施設および設備の詳細について

は、上下水道事業年報を参照すること。

(履行期間、習熟・準備期間)

第5条 本業務の履行期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、24時間終日とする。

2 契約日から令和6年3月31日の間は、浄水場等にて習熟・準備をする期間とする。習熟・準備に要する費用は、受託者の負担とする。

(業務の一部再委託)

第6条 受託者は、本業務の全部又は大部分を他の者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を受けた場合に限り、本業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。

なお、一部再委託が認められた場合、受託者は一部再委託業務の遂行にあたり、その工程管理や業務実施確認を行うなど、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

2 委託者は、受託者が本業務の一部を再委託し、又は請け負わせることにより、業務の確実な履行が見込めないと認める場合には、承認しないことができる。

(業務の引継ぎ)

第7条 受託者は、本業務に支障が生じることがないように、契約期間を満了するとき、または契約を解除されたときは、速やかに業務に関する一切の事務を委託者が指定する者に対して引き継がなければならない。ただし、その業務引継に係る費用については受託者の負担とする。

2 受託者は、業務の引継ぎのために必要となるマニュアル、作業手順書その他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成すること。

(モニタリング)

第8条 委託者は、業務履行報告書に基づき本業務の実施状況を確認する。

2 委託者は、受託者に事前に通知することなく、現地調査の実施や確認を行うことができる。その際、受託者は必要に応じて立ち会うほか、本業務の実施状況を説明するとともに、関係書類の提出についても協力しなければならない。

3 委託者は、本業務に不適切なものがあつた場合、文書等により改善を求めることができる。

4 受託者は、セルフモニタリング計画を作成し、委託者の承認を得るとともに、セルフモニタリング結果を報告しなければならない。

(健康管理)

第9条 受託者は、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、水道法第21条に定める定期及び臨時の健康診断を行い、その結果を委託者に報告しなければならない。

2 前項の健康診断は、本業務開始前に1回、業務開始後は概ね6箇月に1回実施すること。

(安全衛生管理)

第10条 受託者は、本業務の履行にあたり、法令等に基づいて安全管理に関する事項を定め安全管理上必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

2 受託者は、従事者に対して安全教育を実施し、作業の安全確保を図らなければならない。

3 受託者は、対象施設及びその周辺の清掃、物品等の整理整頓を心掛け、常に清潔を保つよう努めなければならない。

(教育及び訓練)

第11条 受託者は、従事者に対して、本業務を履行する上で必要な知識、技術及び設備等の機能に関する教育を実施しなければならない。

2 受託者は、緊急時に迅速に対応できるように、委託者が実施する訓練に従事者を参加させるものとする。

(技術レベル向上の取組み)

第12条 受託者は、従事者に対し、技術研修の実施や資格取得の推進を図り、浄水場等の運転管理において、技術レベルが向上するように努めなければならない。

2 受託者は、本業務において、必要なマニュアルを作成し、運転管理技術の継承に努めなければならない。また、マニュアルは常に見直しを行い、委託者の承認を受けて適切に管理すること。

(環境への取組み)

第13条 受託者は、本業務の履行にあたり、次の項目について配慮すること。

- (1) 環境への負荷の軽減に向けた取組み
- (2) 省エネルギー化及び低コスト化に関する取組み

(関係法令等の遵守)

第14条 受託者は、本業務の履行にあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない

ない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (13) 個人情報保護に関する法律
- (14) その他この契約の履行に関する法律
- (15) 監督官庁からの指示命令等

(責任)

第15条 履行期間中に生じた運転及び維持管理上の不備・誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善、若しくは取替え又は補償等により解決すること。ただし、テロ及び天災・事変等の事故による場合はこの限りではない。

(本業務実施におけるリスクマネジメント)

第16条 本業務における水道法上の責任は委託者にあるが、本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として、受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。

2 本業務に係るリスク分担は、別添資料2のとおりとする。

3 受託者は、リスクの分散を図るため、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとし、加入した保険について業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(損害賠償)

第17条 受託者は、本業務の履行に伴い、委託者又は第三者に対して損害を与えた場合、その責を負わなければならない。

(業務要求水準の未達)

第18条 受託者は、業務要求水準を満たすことができなくなった場合、もしくはそのおそれがある場合、速やかに委託者に報告するものとする。

2 受託者は、前項の場合、その原因を究明し、業務要求水準を満たすことができるように適切な措置を講じ、状況を改善するものとする。

(業務内容の変更)

第19条 本業務の履行期間中において、委託者の計画等に伴い、対象施設や設備の新設、改修、変更、廃止等によって業務内容に変更が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、業務内容を定め実施するものとする。

第2章 業務体制

(人員配置)

第20条 受託者は、本業務の履行にあたり、必要な人員を必要な箇所に配置するものとする。

2 受託者は、次の資格を有する者を配置しなければならない。

- (1) 水道技術管理者
- (2) 水道（浄水）施設管理技士3級以上
- (3) 第3種電気主任技術者以上
- (4) 玉掛け技能講習修了者
- (5) クレーン運転特別講習修了者

3 受託者は、原則として平瀬浄水場中央監視室を無人にしてはならない。

4 受託者は、従事者が感染症等の疑いがある場合、従事者を変更するなどの対策を講じ、本業務に支障がでないようにしなければならない。

(従事者)

第21条 受託者は、従事者のうち、河川表流水を水源とする浄水場（凝集沈澱、急速ろ過方式の浄水場に限る。）で、運転管理業務の実務経験を1年以上有する者を2分の1以上配置させなければならない。

なお、従事者を変更する場合も同様とする。

2 受託者は、従事者の規律、衛生、風紀および身元の保持に関し、一切の責任を負うものとする。

3 受託者は、従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ、胸に名札を着用させること。

(従事者の届出)

第22条 受託者は、従事者の職種、職階、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む。）を記載した従事者選任届を提出しなければならない。

2 受託者は、従事者選任届に記載がない者を浄水場等施設内に入場させる場合は、事前に委託者の承認を得なければならない。

3 委託者は、従事者が業務の履行上著しく不適合と認められる場合は、受託者と協議の上、当該従事者の変更を命ずることができる。

(総括責任者)

第23条 受託者は、従事者のうち1名を総括責任者として選任し、委託者に総括責任

者選任届を提出しなければならない。なお、総括責任者が変更となる場合も同様とする。

2 総括責任者は、河川表流水を水源とする浄水場（凝集沈澱、急速ろ過方式の浄水場に限る。）で、運転管理業務の実務経験を5年以上有する者とし、次のいずれかの資格を有しなければならない。

- (1) 水道技術管理者
- (2) 水道（浄水）施設管理技士2級以上

（総括責任者の職務）

第24条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 業務を統括する責任者として、全ての従事者の指揮監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること。
- (2) 契約書、本要求水準書、特記仕様書及びその他関係書類に基づき、業務の目的、内容を十分に理解し、施設の機能を把握し、委託者と密接に連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 浄水場等の設備及び管理状況を的確に掌握し、いかなる状況においても対処できる体制を構築しておくこと。
- (4) 大雨などの気象警報が発令された場合や、施設事故、停電、水質異常、火災、地震、風水害、その他災害等の緊急事態の発生時には、平瀬浄水場に緊急出動するなどし、従事者に対し適切な指示を出すとともに、応急措置を講じること。

（副総括責任者）

第25条 受託者は、従事者のうち1名以上を副総括責任者として選任し、委託者に副総括責任者選任届を提出しなければならない。なお、副総括責任者が変更となる場合も同様とする。

副総括責任者は、総括責任者の補佐及び代行として、水道施設の管理に関する高度な知識と技術力を有し、各業務の責任者として適切な業務遂行ができる者でなければならない。

2 副総括責任者は、河川表流水を水源とする浄水場（凝集沈澱、急速ろ過方式の浄水場に限る。）で、運転管理業務の実務経験を3年以上有し、水道（浄水）施設管理技士3級以上の資格を有する者とする。

第3章 業務内容

(本業務の概要)

第26条 本業務の概要は、次のとおりである。

- (1) 運転管理業務
 - ア 運転操作及び監視
 - イ 浄水場等の遠方監視装置・監視カメラ画像による確認
 - ウ 水質監視
 - エ 報告書等の作成整理
 - オ 緊急時の初期対応
 - カ マニュアルの作成と見直し
- (2) 保全管理業務
 - ア 保守点検業務
 - (ア) 日常点検
 - (イ) 定期点検
 - (ウ) その他の点検及び維持管理
 - イ 精密点検・試験
- (3) その他技術業務
 - ア 緊急時の対応
 - イ 薬品等の調達
 - ウ 関連業務
- (4) 浄水場等の修繕業務
- (5) 水道用薬品の調達及び管理業務
- (6) 自家用電気工作物の保安全管理業務

(運転管理業務)

第27条 受託者は、浄水場等施設の機能や制御方法を十分理解し、運転操作・監視を行わなければならない。また、流量や水位、水質状況などに異常を発見した場合や制御の変更が必要な場合は、速やかに委託者に報告すること。

なお、運転管理業務の詳細は、特記仕様書に示す。

- 2 受託者は、浄水処理工程の水質状況を常に把握し、水質異常を未然に防止するよう監視しなければならない。
- 3 受託者は、原水水質に応じた適切な浄水処理を行うため、ジャーテスト等を実施し、薬品注入率の適正化を図ること。
- 4 受託者は、各種データの記録・整理とともに、運転の変更、故障、警報の発生等運

転監視に必要なものについて記録・整理し、委託者に報告すること。

(保全管理業務)

第28条 受託者は、浄水場等施設の性能を十分に発揮させるため、各施設の設備・機器等の点検を行い、異常を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。

なお、保全管理業務の詳細は、特記仕様書に示す。

- 2 日常点検は、主に平瀬浄水場に係る施設に対し、ポンプ稼働状況、フロック形成状況、水質計器などを目視等により毎日行う点検である。
- 3 定期点検は、各施設を巡回し、電気設備や機械設備などからの異音、振動、臭い、温度、油漏れ等の有無及び各種計測機器（電流計、圧力計、流量計等）の指針値の確認などを期間を定めて行う点検である。
- 4 精密点検・試験は、各設備及び機器の特記仕様書に示す点検等を行うものである。

(その他技術業務)

第29条 受託者は、運転管理業務や保全管理業務を履行するにあたり必要とされる技術的業務について行うこと。

なお、その他技術業務の詳細は、特記仕様書に示す。

(簡易な修繕)

第30条 受託者は、浄水場等の点検などにより発見した設備機器等の故障、不良、破損について、ただちに委託者に報告するとともに、故障等の修理が簡易なものである場合には、委託者と協議後、従事者が現場にて施工可能な修繕（以下「簡易修繕」という。）を行うものとする。実施した簡易修繕は、その内容を記した書類を委託者に提出すること。

- 2 簡易修繕に係る材料、資材類及び工具等については、全て受託者の負担とするが、急を要する場合などには、委託者が所有する材料、資材類及び工具等を使用できるものとする。

(修繕業務)

第31条 受託者は、前条に規定する簡易修繕では修復が困難なものについては、次のとおり修繕業務を行うものとする。

- (1) 修繕額が1件あたり50万円以下のときは、事前に修繕内容を委託者に相談し、委託者の承諾を得た後に受託者が実施する。
- (2) 修繕額が1件あたり50万円を超えるときは、委託者が実施する。

- 2 受託者が行う修繕業務は、消費税及び地方消費税を含み年間600万円を上限額と

する。なお、当該年度の上限額を下回るときは、年度ごとに減額精算を行うものとする。

(水道用薬品の調達及び管理)

第32条 受託者は、次に示す水道用薬品を過不足なく調達し、適正に管理しなければならない。

- (1) ポリ塩化アルミニウム
- (2) 次亜塩素酸ナトリウム
- (3) 粉末活性炭

2 調達する水道用薬品は、単価及び使用量の変動に応じて精算を行うものとし、詳細は第39条による。

第4章 自家用電気工作物の保安管理

(電気主任技術者の選任等)

第33条 受託者は、委託者事業場の自家用電気工作物の保安管理に当たり、委託者(設置者)の承認を得た上で電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者を選任し、配置するものとする。また、これに関わる保安規程の変更等の届出業務も委託者に協力して行うものとする。

なお、電気主任技術者は総括責任者、副総括責任者、従事者と兼任できるものとし、業務の詳細は特記仕様書に示す。

2 自家用電気工作物の概要

自家用電気工作物の概要は次のとおりとする。

事業場の名称 及び所在地	需要設備	非常用発電設備	年次点検 発注形態
平瀬浄水場 甲府市平瀬町 437-3	受電電圧 6,600V 設備容量 1,248kW 最大電力 226kW	発電機定格出力 500kVA 発電機定格電圧 6,600V 原動機の種類 ディーゼル機関	委託者発注
昭和浄水場 昭和町西条 1413	受電電圧 6,600V 設備容量 1,367kW 最大電力 500kW	発電機定格出力 1,000kVA 発電機定格電圧 6,600V 原動機の種類 ガスタービン機関	委託者発注
昭和北方水源 昭和町西条 2387	受電電圧 6,600V 設備容量 139kW 最大電力 127kW	発電機定格出力 125kVA 発電機定格電圧 6,600V 原動機の種類 ディーゼル機関	受託者 保全管理業務

各事業場の平面図を別添資料3、4、5に示す。

(協力及び義務)

第34条 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、選任された電気主任技術者の意見を尊重するとともに、電気主任技術者が保安管理業務の実施にあたり、報告した事項又は協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるなど、保安のための指示に従うものとする。

2 電気主任技術者は、平瀬浄水場に常駐し保安管理業務を誠実にを行うものとする。

3 委託者は、自家用電気工作物を電気事業法第39条第1項の規定に基づく技術基準に適合するよう維持する義務を負う。ただし、電気主任技術者は技術基準の適合を維持できるように常日頃から維持管理に努めることとし、これらを怠り発生した電気事故や、他の配電事業者の電気供給に著しい支障を与えた場合は、その責任を受託者が

負うことがある。

(電気主任技術者の代務者の指名)

第35条 電気主任技術者が休暇で不在の場合や病気その他やむを得ない事由によりその職務を遂行することができないときは、他のものが代務者としてその任を実施させることができるものとする。代務者には資格の有無は求めない。

第5章 業務要求水準

(業務要求水準)

第36条 委託者は、本業務を履行する上で受託者が満たすべき要件を、次のとおり定める。

(1) 業務の基本的水準

受託者は、自らのノウハウを最大限活用し、浄水場等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行の業務水準を維持することはもとより、一層の業務水準の向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

(2) 運転管理業務

ア 水質管理の水準

受託者は、原水水質の変化に適切に対応するため、浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査・測定を実施し、随時ジャーテストを行って最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。

各浄水場・配水池から配水管末端までの浄水は、水道法に定める水質基準に適合していることとし、給水区域末端での遊離残留塩素は0.1mg/L以上とする。

水質管理に関する要求水準は次のとおりとする。

【平瀬浄水場】

項目	要求水準
ろ過水濁度	0.1度以下
ろ過水色度	1.0度以下
浄水濁度	0.1度以下
浄水色度	1.0度以下
浄水水素イオン濃度	6.5～8.0
浄水味・臭気	異常でないこと
浄水遊離残留塩素	0.35mg/L ～ 0.7mg/L

【昭和浄水場】

遊離残留塩素（ポンプ井）	0.25mg/L ～ 0.35mg/L
--------------	---------------------

【中道配水系】

遊離残留塩素（東部第3配水池）	0.15mg/L ～ 0.40mg/L
遊離残留塩素（南部第1配水池）	0.15mg/L ～ 0.40mg/L
遊離残留塩素（北部第1配水池）	0.15mg/L ～ 0.40mg/L

イ 水圧管理の水準

受託者は、管末で減圧給水とならないように浄水場等の配水圧力を適切に管理すること。昭和浄水場配水圧力及び末端給水圧力は、次のとおりとするが、要求する水準は目標値とする。

項目	要求水準
昭和浄水場配水圧力	目標値 360kPa
昭和浄水場末端給水圧力（甲府市向町）	目標値 280kPa
昭和浄水場末端給水圧力（甲府市西下条）	目標値 350kPa
昭和浄水場末端給水圧力（中央市一町畑）	目標値 350kPa

ウ 水量管理の水準

受託者は、配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行うこと。また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた配水量の調整を行うこと。水量管理に関する要求水準は、次のとおりとする。

○取水量は、下記の範囲内で行うこと。			
平瀬浄水場	（最大取水量）	107,460 m ³ /日	（1.243 m ³ /秒）
昭和浄水場	（最大取水量）	48,000 m ³ /日	
【参考】日平均取水量（m ³ /日）の実績は、次のとおりである。			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平瀬浄水場	74,248	74,042	76,003
昭和浄水場	20,454	20,049	17,307
中道配水系	1,003	799	872
（東部及び南部配水区域）			

エ 電力の管理

受託者は、浄水場等の運転管理を良好に行うために必要な電力の管理を適正に行うこと。また、効率的な運転及び省エネルギー化に努めること。

オ 通信の管理

受託者は、浄水場等の運転管理に必要なテレメータ回線等の通信の管理を適正に行うこと。また、回線等の通信に異常が発生した場合は、速やかに通信会社に回線異常の有無を確認し委託者に報告すること。

(3) 保全管理業務の水準

受託者は、日常点検、定期点検等を実施するにあたり、その結果より設備、機器の異常の有無や徴候を見つけ事故等を未然に防止できるよう、関係法令、技術、資

格等を習得し、十分な業務遂行体制により臨むこと。

(修繕業務の水準)

第37条 受託者が実施する簡易修繕については、浄水場等の点検結果などから、故障発生を予測して処置する予防保全に努めるとともに、従事者に対し教育、訓練等を実施し、事後保全の範囲を広げるよう努めること。

(水道用薬品の調達基準)

第38条 受託者は、平瀬浄水場で使用するポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ナトリウム、粉末活性炭、昭和浄水場で使用する次亜塩素酸ナトリウムを過不足なく調達すること。また、平瀬浄水場で使用する薬品については、1日1回の在庫管理を行い、委託者に報告すること。

なお、粉末活性炭については、常時、30袋（荷姿：フレコンバッグ350kg入り）を在庫確保しておくこと。水道用薬品に関する調達基準は、次のとおりとする。

薬品名	調達基準
ポリ塩化アルミニウム	・「JWWA K154」の最新版に適合しているもの ・塩基度60程度のもの ・搬入は10トンローリー車とする
次亜塩素酸ナトリウム	・「JWWA K120」の最新版に適合している1級以上の品質を有しているもの ・搬入は3トンローリー車とする
粉末活性炭	・「JWWA K113」の最新版に適合しているもの ・木質系50%ウエット炭とする ・荷姿は、フレコンバッグ350kg入りとし、原則として1回の搬入量はフレコンバッグ10袋とする

(水道用薬品の精算基準)

第39条 受託者は、調達した薬品の単価および使用量の変動に応じて、委託者と受託者が協議の上、年度ごとに精算を行うものとする。精算方法については、次のとおりとする。

(1) 薬品単価の変動による精算基準

「消費者物価指数（総務省統計局）第1表 中分類指数（全国）光熱・水道」の変動率が年間で±1%を超える分について精算する。

(2) 薬品使用量の変動による精算基準

精算基準とする薬品使用量は、ポリ塩化アルミニウムは過去5年間の使用量の年平均値、次亜塩素酸ナトリウムは過去2年間の使用量の年平均値を基準とし、その±5%を超える分について精算する。粉末活性炭は50袋を基準として精算する。

薬品名	精算基準
ポリ塩化アルミニウム	735,500kg
次亜塩素酸ナトリウム	232,800kg
粉末活性炭（350kgフレコンバッグ）	50袋

第6章 危機管理

(危機管理体制)

第40条 受託者は、施設事故、停電、水質異常、感染症の蔓延、火災、地震、風水害、その他災害等の緊急事態に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、従事者及び支援者等の招集、水道用薬品の調達などの危機管理体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

2 受託者は、緊急事態が発生した場合に備えて、危機管理マニュアルを作成し、緊急時には、委託者と連携をとりながら水道使用者への影響を最小限に食い止め、安定給水のために最善の対応を図れるよう努めなければならない。

(緊急時の対応)

第41条 受託者は、緊急事態が発生した場合、委託者に連絡するとともに必要な初期対応を速やかに行い、総括責任者及び必要な人数の従事者が平瀬浄水場に集合し、初期対応者から業務を引き継ぐこと。

2 受託者は、委託者が緊急を要すると判断し指示した業務について、他の業務に優先して実施するものとする。

3 受託者は、緊急事態が発生した場合、原因、状況、経過および講じた措置等について委託者に逐次報告すること。

4 受託者は緊急事態の発生に備えて、甲府市内に営業所を構えるものとする。

第7章 業務書類等及び検査

(提出書類)

第42条 受託者は、本業務の履行にあたり、次の書類を受託者に提出しなければならない。

2 契約締結後、業務開始の14日前までに提出する書類

- (1) 着手届
- (2) 総括責任者選任届
- (3) 副総括責任者選任届
- (4) 電気主任技術者選任届
- (5) 業務従事者選任届
- (6) 業務履行計画書
- (7) 一部再委託申請書
- (8) 施設使用届
- (9) 借用申請書
- (10) その他必要な書類

3 定められた期限までに提出する書類

- (1) 年間業務実施計画書（前年度の3月20日までに提出）
- (2) 月間業務実施計画書（前月の20日までに提出）
- (3) 年間業務履行報告書（当該年度分を翌年度の4月10日までに提出）
- (4) 月間業務履行報告書（翌月の10日までに提出）
- (5) その他必要な書類

(業務関係書類)

第43条 受託者は、業務日誌等の業務関係書類を作成し、遅滞なく委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、浄水場等の水量、水質、薬品使用量、電力量等に係る帳票を日報、月報、年報として報告すること。
- 3 受託者は、運転の変更、故障・警報の発生等、浄水場等の運転管理に必要な事項を業務日誌等に記録すること。
- 4 受託者は、業務関係書類の内容を委託者に提出後変更する場合には、速やかにその旨を報告しなければならない。

(業務履行計画書)

第44条 受託者は、次の事項について記載した業務履行計画書を契約後速やかに作成

し、委託者の承認を得ることとする。

- (1) 業務概要に関すること
本業務の概要、業務方針など
- (2) 業務管理体制に関すること
勤務体制、協力支援体制、危機管理体制、緊急連絡体制など
- (3) 安全衛生管理に関すること
安全衛生管理体制、安全衛生対策、教育・訓練体制など
- (4) 業務実施に関すること
業務実施計画、業務実施方法など
- (5) 精密点検年間計画及び実績表
精密点検の年間計画について
- (6) セルフモニタリングに関すること
セルフモニタリングの実施体制、実施方法など
- (7) その他必要事項
受託者および委託者が必要とする事項について記載する

(業務履行報告書)

第45条 月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書は、次のとおり報告しなければならない。

- (1) 月間業務履行報告書（業務完了月ごとに次のものを提出する。）
 - ア 月間業務完了届
 - イ 月間業務完了報告書
 - (ア) 月間業務所見
 - (イ) 月間運転管理データ
 - (ウ) 月間水質管理データ
 - (エ) 月間配水データ
 - (オ) 月間業務実績報告書
 - ウ 水道用薬品管理状況報告書
 - エ 精密点検年間計画及び実績表
 - オ 修繕業務報告書
 - カ その他業務検査に必要な書類
- (2) 年間業務履行報告書
 - ア 年間業務完了届
 - イ 年間業務完了報告書
 - (ア) 年間業務所見

- (イ) 年間運転管理データ
- (ウ) 年間水質管理データ
- (エ) 年間業務実績報告書
- ウ 水道用薬品管理状況報告書
- エ 精密点検年間計画及び実績表
- オ 修繕業務報告書
- カ その他業務検査に必要な書類

(委託業務履行検査)

第46条 受託者は、月間及び年間業務の履行が完了したときは、次の方法により委託者の業務完了検査を受けなければならない。

(1) 月間業務完了検査（月間モニタリング）

ア 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了届が提出された日から10日以内に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。

イ 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

ウ 検査に際しては、受託者が提出した月間業務実施計画書に基づく業務報告書の内容について、照合・確認を行うものとする。

エ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し、再検査を受けるものとする。

(2) 年間業務完了検査（年間モニタリング）

ア 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了届が提出された日から10日以内に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。

イ 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

ウ 検査に際しては、受託者が提出した当該年度の年間業務実施計画書に基づく業務報告書の内容について、照合・確認を行うものとする。

エ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し、再検査を受けるものとする。

第8章 その他

(火災予防・盗難防止)

第47条 受託者は、浄水場等の火災を未然に防止するため、火気の取扱いおよび後始末を徹底させ、火災予防に努めなければならない。

2 受託者は、浄水場等で油類等を使用する場合、漏洩防止のための十分な措置を講じなければならない。

3 受託者は、設備機器、備品、工具等の盗難および浄水場等への不法侵入を防止するため、十分な監視および施錠の徹底に努めなければならない。

(経費の負担)

第48条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自ら業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー等の事務備品費、パソコン・プリンター・コピー機等のOA機器費、及び電話機・ファックス等の通信機器費
- (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル・電池・プリンタートナー等の事務用品費
- (3) 冷蔵庫、食器棚、下駄箱、掃除機等の備品費
- (4) 清掃時に使用する消火栓器具、汎用工具、電工ドラム、補修材、懐中電灯等の費用
- (5) 茶器、台所用品、衛生用品、救急用品、清掃用品、洗剤、殺虫剤、潤滑油等の消耗品費
- (6) 連絡用車両、車両燃料及び車両維持費用
- (7) 作業服・靴・手袋・ヘルメット・安全マスク・安全帯・保護眼鏡等の安全保護具費用
- (8) 点検時等に使用する止水栓キー、セイフティーコーン等の費用
- (9) 電話・ファックス・インターネット等の設置工事費及び維持費
- (10) 各種保険の加入に係る経費
- (11) 営業所等設置に係る費用及び維持費

(貸与品)

第49条 受託者は、業務上必要とする完成図書・鍵、浄水場等に保管している工具・備品等について、委託者が承認した場合、貸与品として使用することができる。

2 受託者は、貸与品について台帳等を作成するとともに、その保管状況を常に把握し、受託者の責により毀損、盗難、紛失等があった場合には、委託者に報告し、受託

者が費用を負担して弁償しなければならない。

- 3 受託者は、貸与品について責任を持って保管し、委託者の許可なくそれらを外部に持ち出してはならない。

なお、貸与品に関わる消耗品や燃料等については、委託者がその負担を認めたものを除き、受託者の負担とする。

(施設等の使用)

第50条 受託者は、平瀬浄水場の施設の一部を事務室、駐車場等として使用することができる。その場合、事前に委託者の承認を受けるものとする。また、履行期間中に受託者の責で汚損等があった場合や変更した場合は、受託者の負担で原状復旧するものとする。

- 2 受託者は、前項の事務室等を使用する場合、光熱水費の費用負担は発生しないが、節約に努めなければならない。また、不要な物品等の持ち込み、委託者の承諾なく委託者の所有物の場外への持ち出しは禁止する。
- 3 受託者は、業務遂行上立ち入る必要がある施設以外の場所に許可なく立ち入ってはならない。

(車両の運行)

第51条 受託者は、本業務を遂行する際、受託者の所有する車両を使用するものとし、使用する車両には受託者名を表記し、委託者の承認を得ることとする。

- 2 受託者の車両事故については、受託者が一切の責任を持つものとする。

(雑則)

第52条 受託者は、契約書、本要求水準書、特記仕様書等に明記されていない事項であっても、運転管理上、当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 受託者は、本業務に係る資料の提出及び会議等を委託者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 受託者は、本業務に関わる事項について、打ち合わせ等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理・作成し、委託者の承認を受けるとともに、その内容について本業務に反映することとする。

(守秘義務)

第53条 受託者は、本業務で知り得た情報を本業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

(疑義)

第54条 本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

別添資料 1 (第 4 条関係)

対象施設

系統	施設名称	所在地	業務概要
平瀬浄水場系	荒川上流濁度測定所	甲府市猪狩町 1074	監視、修繕
	平瀬浄水場	甲府市平瀬町 437-3	運転操作、監視、水質管理、保守点検、修繕、薬品調達
	平瀬取水口	甲府市平瀬町 1052	運転操作、監視、保守点検、修繕
	平瀬沈砂池	甲府市平瀬町 724-1	運転操作、監視、保守点検、修繕
	片山隧道上口	甲府市平瀬町 2091	保守点検、修繕
	上野配水池	甲府市平瀬町 2936-4	監視、保守点検、修繕
	羽黒配水池	甲府市羽黒町 1725-1	運転操作、監視、保守点検、修繕
	湯村山隧道配水池上口	甲府市湯村三丁目 577-2	運転操作、監視、保守点検、修繕
	山宮減圧槽	甲府市山宮町 3352-4	運転操作、監視、保守点検、修繕
	高区西配水池	甲斐市大久保 1305	運転操作、監視、保守点検、修繕
	敷島団地ポンプ場	甲斐市大久保 111	監視、保守点検、修繕
	敷島配水塔	甲斐市大久保 1400-99	監視、保守点検、修繕
	山宮第 1 ポンプ場	甲府市山宮町 327	運転操作、監視、保守点検、修繕
	山宮第 1 配水池	甲府市山宮町 3385-2	運転操作、監視、保守点検、修繕
	山宮第 2 配水池	甲府市山宮町 3371-380	監視、保守点検、修繕
	高区配水池	甲府市和田町 2951-1	運転操作、監視、保守点検、修繕
	和田減圧弁室	甲府市和田町 3013-32	運転操作、監視、保守点検、修繕 薬品調達
	岩窪ポンプ場	甲府市岩窪町 456-3	監視、保守点検、修繕
	岩窪配水池	甲府市古府中町 5088-20	監視、保守点検、修繕
	和田ポンプ場	甲府市小松町 3003-221	監視、保守点検、修繕
	和田配水池	甲府市小松町 3003-220	監視、保守点検、修繕
	相川第 1 ポンプ場	甲府市古府中町 1332-2	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	相川第 1 配水池 (第 2 ポンプ場)	甲府市下積翠寺町 1220-2	監視、保守点検、修繕
相川第 2 配水池 (第 3 ポンプ場)	甲府市下積翠寺町 113-2	監視、保守点検、修繕	
相川第 3 配水池 (第 4 ポンプ場)	甲府市上積翠寺町 934-1	監視、保守点検、修繕、薬品調達	
相川第 4 配水池	甲府市上積翠寺町 1500	監視、保守点検、修繕	
相川第 5 配水池	甲府市塚原町 1204-3	監視、保守点検、修繕	

平瀬浄水場系	中区配水池	甲府市愛宕町 372	運転操作、監視、保守点検、修繕
	善光寺第1ポンプ場	甲府市善光寺 2953-20	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	善光寺第1配水池	甲府市善光寺町 3133-95	監視、保守点検、修繕
	善光寺第2配水池	甲府市善光寺町 3255-1	監視、保守点検、修繕
	東光寺第1ポンプ場	甲府市東光寺町 1977-1	監視、保守点検、修繕
	東光寺第2ポンプ場	甲府市東光寺町 2003-29	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	東光寺配水池	甲府市東光寺町 1955-286	監視、保守点検、修繕
	東光寺減圧槽	甲府市東光寺町 2057-17	監視、保守点検、修繕
	三ツ石第1ポンプ場	甲府市桜井町 959-3	監視、保守点検、修繕
	三ツ石第2ポンプ場	甲府市桜井町 1062-1	監視、保守点検、修繕
	三ツ石第3ポンプ場	甲府市桜井町 1062	監視、保守点検、修繕
	三ツ石第4ポンプ場	甲府市横根町 1182-574	監視、保守点検、修繕
	三ツ石第1配水池	甲府市横根町 1182-575	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	三ツ石第2配水池	甲府市横根町 1182-577	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	千代田第1ポンプ場	甲府市羽黒町 1625-1	監視、保守点検、修繕
	千代田第2ポンプ場	甲府市山宮町 3371	監視、保守点検、修繕
	千代田第3ポンプ場	甲府市羽黒町 1748-1	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	千代田第4ポンプ場	甲府市下帯那町 1925	監視、保守点検、修繕
	千代田第5ポンプ場	甲府市上帯那町 532-1	監視、保守点検、修繕
	千代田第7ポンプ場	甲府市上帯那町 1087-2	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	千代田第1配水池	甲府市下帯那町 1353-223	監視、保守点検、修繕
	千代田第2配水池	甲府市下帯那町 3401-12	監視、保守点検、修繕、薬品調達
千代田第3配水池 (第6ポンプ場)	甲府市上帯那町 2742-4	監視、保守点検、修繕	
千代田第4配水池	甲府市上帯那町 2546-2	監視、保守点検、修繕	
千代田第5配水池	甲府市上帯那町 2526-2	監視、保守点検、修繕	
昭和浄水場系	昭和浄水場	昭和町西条 1413	運転操作、監視、保守点検、修繕 薬品調達
	昭和北方水源	昭和町西条 2387	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井1号	昭和町西条 1413	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井2号	〃	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井3号	〃	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井4号	〃	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井5号	昭和町西条 1843-6	運転操作、監視、保守点検、修繕

昭和浄水場系	取水井 6 号	昭和町西条 2387	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井 7 号	〃	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井 8 号	昭和町西条 2387	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井 9 号	〃	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井 10 号	昭和町西条 1936	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井 11 号	昭和町西条 2387	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井 16 号	昭和町河東中島 17	監視、保守点検、修繕
	取水井 18 号	昭和町河東中島 99-4	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井 19 号	昭和町築地新居 1-2	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井 20 号	昭和町築地新居 157	運転操作、監視、保守点検、修繕
	取水井 21 号	昭和町築地新居 370	運転操作、監視、保守点検、修繕
	玉穂 TM	中央市一町畑 1189	監視、保守点検、修繕
	向町 TM	甲府市向町 568	監視、保守点検、修繕
	西下条 TM	甲府市西下条 1020	監視、保守点検、修繕
玉穂補償井	補償施設 1 号	中央市若宮 1-1	修繕、点検
	補償施設 2 号	昭和町上河東 824-4	修繕、点検
	補償施設 3 号	中央市上三条 870-1	修繕、点検
	補償施設 4 号	中央市井之口 1427-3	修繕
	補償施設 5 号	中央市若宮 54-3	修繕
	補償施設 6 号	中央市下河東 847	修繕
	補償施設 7 号	中央市成島 800-1	修繕
	補償施設 8 号	中央市乙黒 234-1	修繕
	補償施設 9 号	中央市乙黒 328-1	修繕
	補償施設 11 号	中央市極楽寺 805	修繕
	補償施設 12 号	中央市極楽寺 1113-1	修繕
中道配水系	北部第 1 配水池	甲府市上曾根町 1007-2	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	北部第 2 配水池	甲府市上曾根町 2595-1	監視、保守点検、修繕
	北部第 3 配水池	甲府市下向山町 1431-1	監視、保守点検、修繕
	北部第 2 送水池	甲府市下曾根町 1441-3	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	北部第 1 水源	甲府市白井町 899-2	監視、保守点検、修繕
	北部第 2 水源	甲府市白井町 707-2	監視、保守点検、修繕

中道配水系	東部第1配水池	甲府市中畑町 1132	監視、保守点検、修繕
	東部第3配水池	甲府市心経寺町 430-7	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	東部第2水源	甲府市中畑町 1132	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	東部第4水源	甲府市心経寺町 440-2	監視、保守点検、修繕
	東部第7水源	甲府市心経寺町 430-5	監視、保守点検、修繕
	南部第1配水池	甲府市右左口町 14	監視、保守点検、修繕、薬品調達
	南部第2水源	〃	監視、保守点検、修繕
	南部第3水源	甲府市右左口町 3441-3	監視、保守点検、修繕

業務概要の説明

運転操作：平瀬浄水場中央監視室からの手動操作業務

監視：平瀬浄水場中央監視室における監視業務

水質管理：平瀬浄水場における水質監視、水質検査業務

保守点検：日常及び週点検における点検業務

修繕：点検巡視等における不具合箇所の修繕

薬品調達：浄水場等における水道用薬品の調達、管理及び補充業務

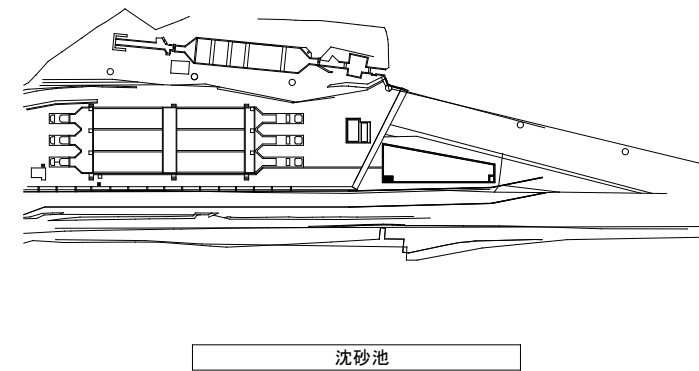
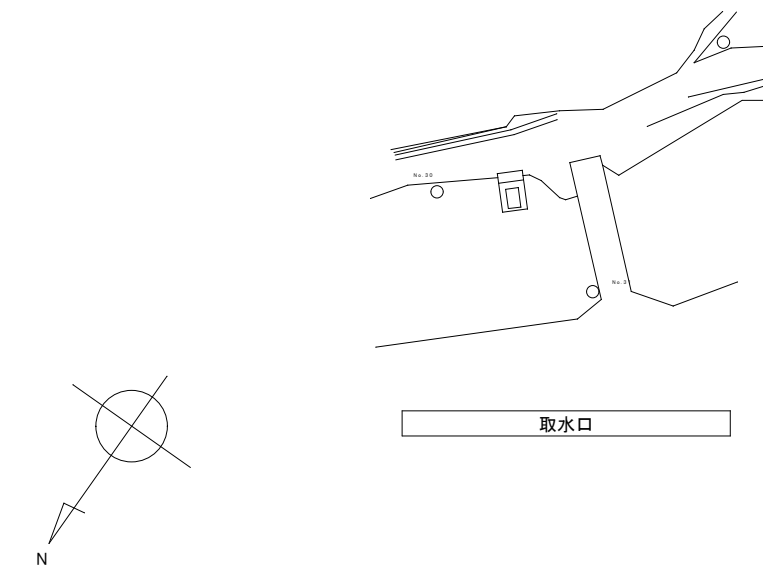
別添資料2（第16条関係）

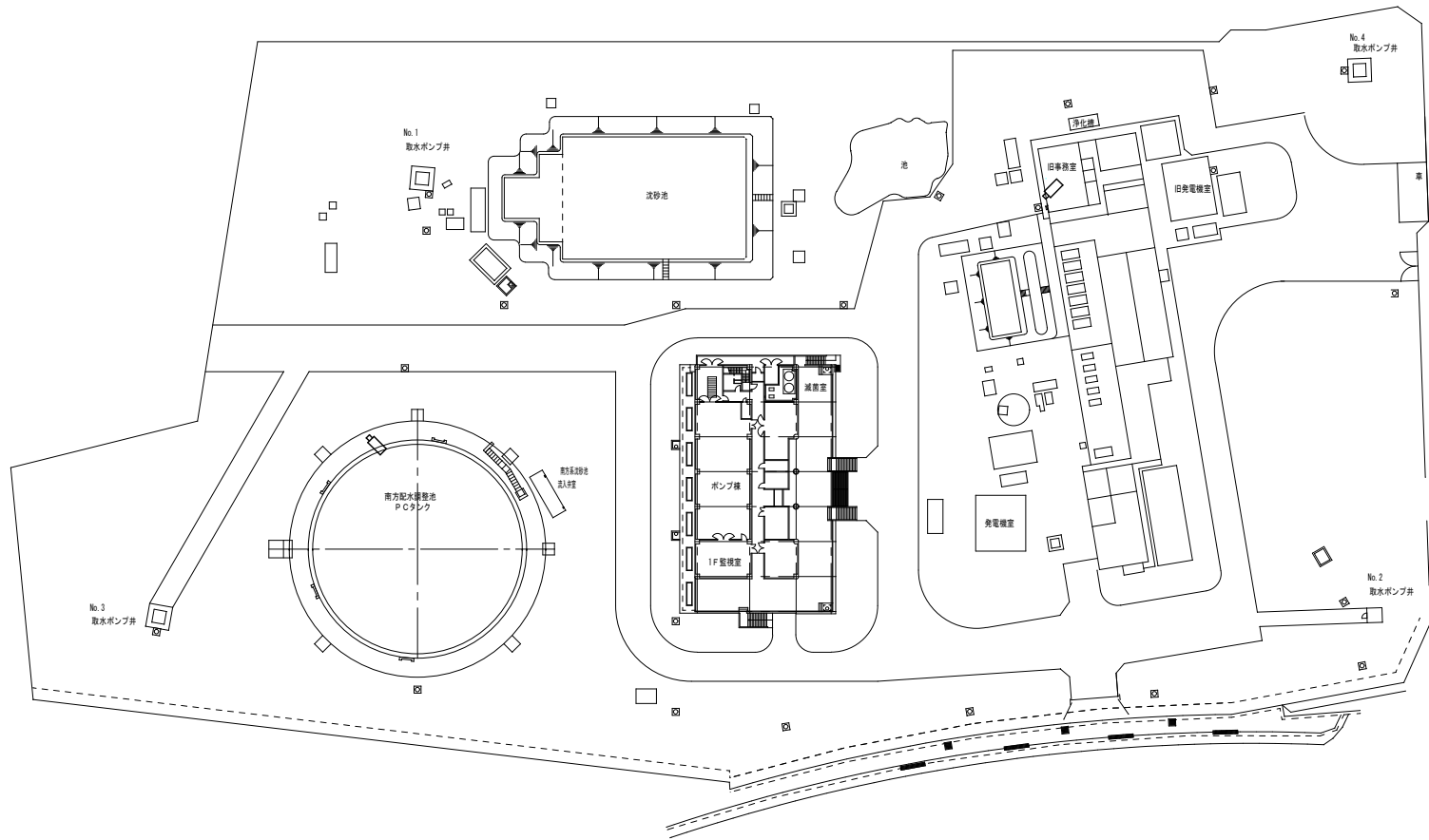
リスク分担表

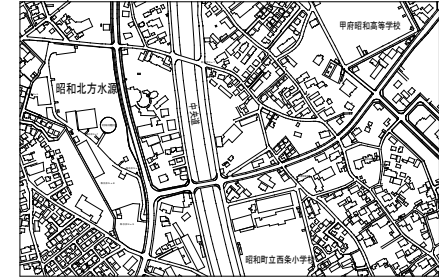
リスクの種類		リスクの内容	リスクの分担	
			委託者	受託者
1	業務範囲変更	委託業務範囲の縮小、拡充	○	△
2	法令等の変更	委託業務に直接関係する法令等の変更	○	-
		行政指導、規制等	○	-
3	第三者賠償 リスク	契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧等の悪化および騒音・振動・地盤沈下等によるもの	△	○
		住民訴訟（断水・水質悪化に伴う訴訟）	○	△
		施設見学者の事故・苦情	○	△
4	事故・災害	受託者の責めによる事故の発生	-	○
		上記以外の不可抗力による事故の発生	○	△
		施設・設備の劣化等、瑕疵による事故	○	△
		人身事故	○	○
5	契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	-
		受託者が作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
		業務履行上の不備（運転操作、監視、水質、保守、点検、維持管理、記録、連絡調整等の不備）によるもの	△	○
		委託者による指示書等の内容の不備によるもの	○	-
		災害等の不可抗力によるもの	○	-
		委託者・受託者の責によらない水質事故によるもの	○	-
6	財務	委託者側の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	-
		受託者側の債務不履行（倒産等）	-	○
7	物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
8	環境問題	環境規則違反、環境汚染等による事業の制限	○	△

9	事業の中止	委託者側の責めによるもの	○	-
		受託者側の責めによるもの	-	○
10	計画変更	事業内容の変更	○	△
11	費用増加	受託者の責めによる修繕費の増大	-	○
		施設の機能・性能上、要求水準を満足できない場合に 係る費用	○	-

- 、○の場合 : 契約業務内の部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は委託者が負う。
- 、△の場合 : 原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側もリスクを負う可能性がある。
- △、△の場合 : 一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。
- 、-の場合 : ○のリスク負担者が全てのリスクを負う。







昭和北方水源地案内図

